

開 会 午後12時59分

---

●三神英彦委員長 ただいまから、建設委員会を開会いたします。

報告事項は、特にございません。

それでは、議事に入ります。

最初に、議案第1号 令和7年度札幌市一般会計補正予算（第1号）中関係分、及び議案第24号財産の処分の件議決変更の件（住宅団地用地）の2件を一括議題といたします。

質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●三神英彦委員長 なければ、質疑を終了いたします。

討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●三神英彦委員長 討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第1号中関係分、及び議案第24号を可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●三神英彦委員長 異議なしと認め、議案2件は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号 損害賠償及び和解に関する件を議題といたします。

質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●三神英彦委員長 質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●三神英彦委員長 討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第28号を可決すべきものと決定することに

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●三神英彦委員長 異議なしと認め、議案第28号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第30号 市道の認定、変更及び廃止の件を議題といたします。

質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●三神英彦委員長 質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●三神英彦委員長 討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第30号を可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●三神英彦委員長 異議なしと認め、議案第30号は可決すべきものと決定いたしました。

ここで、理事者交代のため委員会を暫時休憩いたします。

---

休 憩 午後1時01分

再 開 午後1時02分

---

●三神英彦委員長 委員会を再開いたします。

次に、市営住宅の適正な家賃制度のあり方に係る札幌市住まいの協議会からの答申についてを議題とし、資料に基づき理事者から説明を受けます。

●伊西住宅担当部長 市営住宅の家賃に関しましては、昨年6月に、札幌市の附属機関であります札幌市住まいの協議会に対し、適正な家賃制度の在り方について諮問を行い、これまで約1年間にわたり、ご審議をいただいております。

このたび、同協議会における検討結果がまとまり、去る5月9日に答申をいただきましたので、

本日はその概要について、ご報告をさせていただきます。

それでは、資料「答申の概要」に基づき、順次ご説明申し上げます。

まず、「はじめに」でございますが、このたびの諮問事項であります「市営住宅の適正な家賃制度のあり方」につきまして、住宅の利便性と入居者間の公平性の二つの観点から、市営住宅の現地視察を含め、6回にわたる審議が行われ、精力的に議論が重ねられてまいりました。

次に、1 市営住宅の管理の状況と家賃制度の概要でございます。

(1) の市営住宅の管理の状況では、団地数などの基本的な情報のほか、今後、多くの建物について、計画的な建替えが必要となっているといった現状について触れられております。

続いて、(2) 家賃制度の概要でございますが、公営住宅法の規定により市営住宅の家賃は応能応益家賃制度が取られており、入居者の収入に応じた家賃を住宅から得られる便益で補正して、決定されることとなっております。

囲みの部分には、入居者の収入に応じて国が定める家賃算定基礎額や各種係数について示されておりますので、ご参照願います。

その下に、現在の家賃制度のポイントがまとめられております。

左上の算定方法では、家賃算定基礎額などは国が定め、札幌市が設定できるのは利便性係数のみであること。

右上の利便性係数の範囲では、市町村内の各団地の立地や設備などを勘案して、0.5～1.3の範囲内で定めることが認められていること。

これに対して、左下の札幌市の利便性係数の範囲と要素では、現在、札幌市では0.7～1.15の範囲内で定めており、敷地の固定資産税評価額相当額と浴室設備、エレベーターの設置状況が反映されていること。

また、右下の減免制度では、札幌市では一定の

基準の下、著しく所得が低い世帯等に対する家賃の減免を行っていること。

以上の内容が示されております。

次のページをご覧ください。

2の(1) 適正な家賃制度の必要性では、このたびの検討の背景や必要性として、市営住宅の家賃が公平であるためには、立地や設備などの利便性の違いが係数により的確に反映される必要があること。

また、現行の係数が適用されて18年が経過する中で、市営住宅に導入される設備の技術水準においても大きな進展があり、現状との乖離が見られることが述べられております。

続いて、(2) 利便性係数の現状及び議論の視点・検証ですが、協議会では大きく三つの柱で議論が進められました。

まず、左側の項目、利便性係数の範囲であります。現状札幌市では1.15～1.3までの範囲は未利用になっており、議論の視点として、団地間の家賃の差や未利用の範囲の取扱いについて議論が進められました。

その結果、検証の欄にありますとおり、現在、札幌市で利用している利便性係数の範囲が国の規定よりも小さい分、立地や住宅設備、性能の違いによる家賃の差がつきにくくなっているため、未利用分を活用することが望ましいとされております。

次に、中央の項目、立地の利便性係数でございます。

現状では、固定資産税評価額相当額が最高額の団地と最低額の団地との間で、各団地の係数を設定しております。しかしながら、多くの団地が最低額に近いところに集中しているため、実際の利便性に違いがあっても家賃の差がつきにくい状況となっております。

このため、立地の利便性をより的確に家賃に反映させるための要素について議論が進められた結果、検証の欄にございますように、立地の利便性

係数が高くない団地の中に、地下鉄などの駅に近い団地が含まれており、実際の立地の利便性が適切に反映されているとは言えないこと。また、民間賃貸住宅では、駅からの近さが家賃に反映されている傾向にあることが確認されました。

最後に、右側の項目、住宅設備・性能の利便性係数でございます。

現在は、浴室設備やエレベーターの設置状況に応じて利便性係数を下げておりますが、近年、市営住宅の建築設備に関する技術水準が大幅に向上しているため、新たな要素として取り入れるべき住宅設備があるのではないかと。また、現在の係数の適用状況などが妥当かといった点について、議論が進められました。

その結果、高い断熱・省エネ性能を有する住宅を示すZEHという基準がございますが、近年、この基準を満たす団地の建設が始まり、より快適な生活を送ることが可能となっていること。また、エレベーターの設置がない団地では、3階と比べ4階、5階と上層階ほど応募倍率が低く、利便性が低いと考えられることが確認されました。

次のページをご覧ください。

以上の議論の結果、3 提言のとおり、協議会から大きく三つの提言をいただいております。

まず1点目、利便性係数の範囲については、平成18年度の家賃制度の見直しで未利用とした1.15を超えて、1.3までの範囲の利便性係数を立地及び住宅設備・性能の両面で活用すべきであること。

2点目、立地の利便性係数については、地下鉄、JR及び市電の駅などへの近接状況をより的確に、立地の利便性係数として反映すべきであること。

3点目、住宅設備・性能の利便性係数については、現行のZEH水準以上の省エネ性能を、新たな要素として反映すべきであること。また、エレベーターの設置がない団地の上層階に対する一律の利便性係数による家賃の減額について、建物

の階層を踏まえた減額を検討すべきであること。

以上、3点が提言をされております。

また、配慮事項として、制度検討に当たり、家賃の増が想定される場合には、過度に急激な負担とならないような配慮を行うことが付言されております。

最後の「むすびに」では、少子高齢化や人口減少局面といった中で、住宅に関する課題が山積していること。そうした中、6回にわたる審議を通じて、家賃制度にとどまらず幅広いテーマについても活発に議論を行ったこと。今後も引き続き、当協議会においてこうした議論が続けられることへの期待が示されております。

以上が、答申の概要でございます。

都市局では、この答申でいただいた貴重なご提言を踏まえ、これから具体的な制度設計を行い、新たな制度の案につきましては、改めて委員の皆様へご報告させていただきたいと考えているところでございます。

●三神英彦委員長 それでは、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●三神英彦委員長 なければ、質疑を終了いたします。

ここで、理事者交代のため、委員会を暫時休憩いたします。

---

休 憩 午後1時11分

再 開 午後1時12分

---

●三神英彦委員長 委員会を再開いたします。

次に、札幌市街路樹基本方針の改定案についてを議題とし、資料に基づき理事者から説明を受けます。

●石橋みどりの管理担当部長 私から、札幌市街路樹基本方針の改定案についてご説明いたしま

す。

資料は、方針改定案本書と概要版となります。説明は、概要版を用いさせていただきますので、札幌市街路樹基本方針（案）（概要版）のファイルをお開きください。

それでは、まず大きい項目の1 本方針の背景・目的等をご覧ください。

現行の街路樹基本方針は、平成27年に策定し、約10年間の計画期間としております。

街路樹は、幅の狭い歩道や早生樹種を植えたりしたことから、これまで10年間、民有地への枝の越境や、交通への支障のほか、その対応で街路樹管理費が圧迫されるなどの課題に取り組んでまいりました。

このたび、約10年間の取組の分析や評価を行い、昨今の情勢変化にも対応していくことを目的とし、これまでの取組をより効果的・効率的に進めるため、取組内容のブラッシュアップや将来像、ロードマップを設定することでより実効性のある方針に改定することとします。

次に、大きい項目の2 街路樹の現状の中段、図1をご覧ください。

札幌市内にある街路樹の本数は、平成24年をピークに現在は約20万6,000本の街路樹本数となっております。図2は、高木の街路樹本数及び人口1,000人当たりの本数を示しておりますが、政令市の中で最も多い状況となっております。

図3の円グラフは、札幌市の街路樹の樹種構成を示しております。ナナカマドが最も多く、イチチョウ、カエデ類の順となっております。

その右の図4が、街路樹の維持管理費の現状です。ここ10年間、街路樹の維持管理に関する決算額は、ほぼ横ばいとなっております。

続いて、大きい項目の3 現在実施している取組とその成果についてご説明します。

まず、一つ目の取組として、街路樹診断とその診断結果に伴う危険木の撤去について、ご説明いたします。

下段、右図5に記載しておりますとおり、年間約3,000～4,000本を対象として樹木医による街路樹診断を実施しており、倒木のおそれがある危険木と判断された樹木につきましては、速やかに撤去を行っております。

続きまして、2ページをご覧ください。

二つ目の取組として、早生樹種を植え替える樹種の改善を行ってまいりました。植え替える際には、積極的に郷土種を採用するなどし、環境条件に適応した樹種を選んでおります。

図8で示しているとおり、早生樹種であるニセアカシアやプラタナスなどが減少している一方、街路樹として適性が高く、郷土種でもあるヤマモミジなどのカエデ類については増加しています。

次に、三つ目の取組として、街路樹の配置を改善してまいりました。

現在、幅の狭い歩道では、新たに街路樹を植えない取扱いとしており、住民の皆様からご理解をいただいた上で、撤去も行っております。

また、交差点部においても、信号機や標識が見えづらいなどの支障となる場合には、新たに植栽せず、幅の狭い歩道と同様に街路樹の撤去も行っております。

最後に、上段右側をご覧ください。都心と主要幹線道路における街路樹の充実についてご説明いたします。

都心では、市街化区域全体に比べ、緑被率が低い状況となっており、みどりの基本計画においても緑化に対する満足度向上を目指しております。

都心や骨格となる一部の主要幹線道路では、樹木全体のボリュームを保つボリュームアップ剪定を行うことで、街路樹の緑量が充実するよう取り組んでまいりました。

下段、左をご覧ください。昨年度、現行の街路樹基本方針に関するアンケートを実施しております。

樹種の改善や配置の改善、都心と主要幹線道路の街路樹の充実といった現行の街路樹基本方針の

取組に対して尋ねたところ、いずれの取組についても、望ましいと回答した人が多数を占めました。

また、実際に街路樹を維持管理している受託者を対象としたアンケート調査も実施いたしました。回答は市民アンケートとほぼ同じ傾向で、いずれの取組についても、望ましいとの回答が多数を占めました。

これまでの取組やアンケート調査を踏まえ、下段右側、街路樹の課題を四つにまとめました。

一つ目は、老木・不健全木によるリスクでございます。過去に多く植えられた早生樹種を中心に、老木化が進行しており、街路樹診断における危険木や風倒木などの発生が危惧されます。

二つ目は、配置や樹種による懸念事項が挙げられます。幅の狭い歩道に植えられた街路樹の越境や、視認性の障害です。また、虫の発生も、今後の街路樹管理において意識すべき課題と捉えております。

三つ目は、道路景観を損ねる街路樹です。街路樹の維持管理水準が低下してしまうと、一度に枝を短く切り詰めるような剪定を行う場合もあり、美観を損なうケースも増えてまいります。

四つ目は、都心のみどり不足です。札幌の都心では、緑被率が低いことに加え、公共施設におけるみどりの総量を増加させることは容易ではないため、今あるものをどう見せるかという視点が重要となってきております。

続きまして、3ページ、上段をご覧ください。

この四つの課題に対する対策を講じるため、街路樹基本方針の改定に当たり、街路樹の将来像として、健やかでまちと調和した魅力ある街路樹づくりを掲げております。

また、右側には、三つの取組目標と方向性を定め、これまでの取組を継続や強化することで、将来像の達成を目指すこととしております。

まず、取組の方向性①として、下段左、街路樹の健全化です。

基本的な取組内容は、これまでの取組を継続し街路樹診断を行う路線を選びつつ、危険木と診断された樹木は、速やかに撤去していくこととします。

次に、取組の方向性②として、街路樹の改善です。樹種の改善、及び配置の改善という二つの取組を強化してまいります。

樹種の改善に際しては、早生樹種を郷土種などへ植え替えることに加えて、都心では、札幌の顔としてふさわしい魅力的な樹種、住宅地では、将来的な大きさがコンパクトな樹種を選んでまいります。

配置の改善に際しては、幅の狭い歩道や交差点部にある街路樹の撤去を進めてまいります。

取組の方向性③として、都心と主要幹線道路の街路樹の魅力向上を図ってまいります。

これまで取り組んできたボリューム感のある樹形づくりのみならず、樹種や植栽環境、路線ごとの状況に合わせたきめ細やかな剪定を行い、緑陰を残し、みどりの魅力をより一層向上させてまいります。

4ページをご覧ください。

左側に四つの取組の将来像のイメージ図を、右側に街路樹基本方針の改定内容、将来像と取組のほか、達成目標をロードマップとしてまとめております。

今回の改定も10年間を計画期間としており、各取組に対して、10年後の達成目標を定めております。

方向性①、街路樹の健全化につきましては、年間3,500本、10年後の達成目標として3万5,000本の街路樹診断を行い、危険木撤去を進めてまいります。

方向性②、街路樹の改善につきましては、取組を強化することとし、年間目標路線数をこれまでの30路線から35路線へ増やし、10年後の達成目標として、350路線で樹種の改善、配置の改善を行ってまいります。

方向性③、都心と主要幹線道路の街路樹の魅力向上につきましては、対象の43路線で細やかな剪定を行い、札幌の顔となる道路空間を形成してまいります。

これらの取組により、方針で目指す30年後の街路樹の将来像としては、1 安全・安心な道路空間、2 適正かつ持続可能な維持管理、3 札幌の魅力を高め潤いを創出するみどりの街並み形成の三つが達成できることを目指してまいります。

●三神英彦委員長 それでは、質疑を行います。

質疑はございませんか。

●和田勝也委員 私からは、2項目について質問をさせていただきます。

令和5年度の決算特別委員会、令和7年度の予算特別委員会において、我が会派からは、街路樹の維持管理体制や、現札幌市街路樹基本方針の成果について、継続して質疑を行ってきました。街路樹は、市民にとって貴重な財産であり、都市生活において多くの恩恵をもたらす重要な要素である一方、強風の際の倒木などは交通の支障となるなど、市民の安全・安心が脅かされる存在となる可能性も秘めております。

市民の安全・安心を第一に考えた場合、老木化や腐朽による倒木のリスクは最小限に抑えていかなければならないと考えます。

本方針における、健やかでまちと調和した魅力ある街路樹づくりの実現に向け、年間3,500本の街路樹診断や年間35路線の街路樹改善を目指していくためには、現場で従事される樹木医や維持管理業者などの協力が必要不可欠であります。

そこで質問ですが、街路樹診断、剪定、伐採などを行う樹木医や維持管理業者などの担い手の現状について、お伺いいたします。

●石橋みどりの管理担当部長 担い手の現状とその課題についてお答えいたします。

現時点では、街路樹診断や維持管理作業に支障を来す状況には至っておりませんが、札幌市内の

造園事業者の6割以上が、平均年齢50代以上となっており、若者の入職者の減少や離職者の増加が懸念されているところでございます。

そのため、他の業種と同様に、今後の担い手不足や、それに伴う熟練者からの技術継承の困難さなどへの対応が課題であると認識しております。

●和田勝也委員 現時点では、街路樹の維持管理に大きな支障はないとのことですが、担い手の高齢化や、新規就業者の減少が確実に進行する中で、従来の維持管理手法には限界が見えてくる時代に入ってくると認識をしております。

こうした中、限られた人材で、安全かつ計画的な管理体制を維持するためには、DXによる効率化と高度化が不可欠であると考えます。

私が調べたところ、茨城県では、民間が開発したAIを活用した簡易診断技術の実証実験が始まっており、画像解析によって、倒木リスクのある危険木を自動で抽出するなど、維持管理の効率化と診断精度の向上を両立する取組が進められております。

具体的に申しますと、カメラ等で撮影した街路樹の画像をAIが解析し、傾き、粘り、幹の腐朽といった倒木リスクを自動でスクリーニングすることで、樹木医などの専門家による精密診断を要する個体を絞り込み、診断工程の効率化と精度向上を図ることが可能となっております。

診断結果は、デジタル管理台帳と連携して蓄積・可視化され、位置情報や過去の診断、処置履歴とあわせて一元的に管理されるため、戦略的かつ継続的な街路樹管理計画の策定にも活用できる仕組みとなっております。本市より人口の多い政令指定都市でも、これから実証実験を行うとのことでした。

国土交通省の調査では、全国で年間約5,200本、1日当たり14本の街路樹の倒木が確認されており、倒木リスクの低減は、本市においても喫緊の課題とも言えると思います。

そこで質問ですが、今後、担い手不足が懸念さ

れる中、札幌市でも街路樹の維持管理において、A I や画像解析等を含むD X化に向けた取組を進めていくことが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

●石橋みどりの管理担当部長 D X化に向けた取組についてお答えいたします。

委員ご指摘のとおり、今後、担い手不足が懸念される中、D X化に向けた取組を進めていくことは重要であると認識しております。

このため、効率的な維持管理に向けて、札幌市においても、街路樹診断データを地図情報システム、いわゆるG I Sに取り込み、データの管理や、その蓄積を進めてきているところでございます。

今後はD X化に向け、蓄積したデータを活用した維持管理手法を検討するほか、A I 技術を用いた先進技術の活用事例などの情報収集を行ってまいりたいと考えております。

●和田勝也委員 街路樹は、都市の景観や環境に貢献する一方、老朽化や異常気象の影響により、倒木による事故リスクが高まっております。

担い手の高齢化や人手不足が進む中、今後も安全かつ計画的な管理を維持するためには、A I や画像解析、デジタル台帳の活用によるD X化が不可欠であると考えます。

本市においても、国の調査や他都市の先進事例も参考にしつつ、戦略的で持続可能な街路樹管理体制の構築に向けて、積極的に取組を進めていただくよう申し述べ、質問を終わります。

●波田大専委員 私からも、札幌市街路樹基本方針について、質問をさせていただきます。

札幌市における街路樹、人口1,000人当たりの高木の本数は、他の政令市との比較の中では最も多く、量の面で非常に充実している現状にあります。

一方で、それはすなわち、その維持管理には多額の予算を要しているということでもあります。

街路樹の維持管理に要する予算は、毎年約11億

円で推移しておりますが、近年では、消費税率や労務単価が上昇しているにもかかわらず、維持管理費は横ばいで、実質的な作業量は減少しているとのことです。

限られた予算の中で、これまでよりも少ない作業量での維持管理を強いられる中、今後も良好な景観や市民の安全などを十分に確保しながら、持続可能な維持管理を継続していけるものなのかどうか、やや不安も感じるところです。

そこで質問ですが、街路樹の維持管理について、従来よりも少ない作業量で、これまでどおりの維持管理を行うために、どのような工夫を行っているのかをお伺いいたします。また、今後、どのように維持管理を行っていくのか、お考えをお伺いいたします。

●石橋みどりの管理担当部長 維持管理の工夫と今後の維持管理について、お答えいたします。

街路樹の維持管理の工夫につきましては、成長の早い樹木から成長の遅い樹木への植え替えを行うとともに、樹木の生育への影響や、生活環境に支障が出ない範囲で剪定回数を減らすなど、コストの削減に努めているところでございます。

今後は、樹種の改善、配置の改善を着実に進め、将来的なランニングコストを抑えるとともに、これまで以上に改善を図る路線を増やすことで、本方針で掲げる適正かつ持続可能な維持管理を目指してまいりたいと考えております。

●波田大専委員 限られた予算の中で、様々な工夫を行っているものと理解いたしました。

一方で、従来よりも剪定の回数を減らしているということでもありますから、やはり市民の皆さんからしますと、安全面などの心配もあるのではないかなと受け止めております。

国土交通省の調査によりますと、令和3年4月からの3年余りで、都市公園や道路における倒木などによる事故が全国で1,700件に達し、その中には、人身事故も100件程度含まれているとのことでもあります。

札幌市においても、令和6年度には、落下した街路樹の枝が車両に接触するという軽微な物損事故が2件発生しているほか、昨年7月には、街路樹ではありませんが、高さ9mの路傍樹が腐食によって倒木し、走行中の車両が大きく損傷する物損事故も発生しているところでございます。

豊かで充実した街路樹は、言うまでもなく札幌市が誇るべき大きな魅力の一つであり、守っていくべき大切な資産であると考えますが、一方で、持続可能な維持管理という観点では、やはり今の本数が適切であるのかどうか、いま一度検討することも重要と考えます。

近年では、市内の街路樹、高木の本数は平成24年度の22万6,000本をピークに、令和5年度末時点では20万6,000本と減少傾向にあります。

そこで質問ですが、近年、なぜ街路樹の本数が減少しているのか、その主な要因をお伺いいたします。

また、今回の計画では、今後10年間を見据えた街路樹の将来像やロードマップを市民に示すとのことですが、10年後を見据えた街路樹、高木の適正な本数はどの程度であるとお考えであるのかをお伺いいたします。

●石橋みどりの管理担当部長 街路樹本数の減少の要因と適正な本数について、お答えいたします。

まず、街路樹本数の減少の要因ですが、これまでの方針に基づき、幅の狭い歩道や交差点付近におきまして、成長とともに通行の支障となった街路樹を撤去するなど、配置の改善を行った結果、全体本数が減少したものと認識しております。

次に、街路樹の適正な本数についてでございますが、街路樹は樹種や沿道の土地利用の違い、交差点などの状況により、路線ごとにその配置や本数が異なることから、街路樹本数を目標値とすることは難しいと考えております。

そのため、本方針では、街路樹の診断や改善などに取り組む路線数を目標値として設定し、安全

で美しい道路空間の形成に向けて、着実に取組を進めてまいりたいと考えております。

●波田大専委員 最後に要望ですがけれども、限られた予算の中で、街路樹の維持管理を効率的かつ効果的に行っていくためには、先ほどもございましたけれども、最先端技術のさらなる活用も検討の一つと考えます。

例えば仙台市では、従来の紙を中心としたアナログな情報伝達から、樹木管理台帳をデジタル化し、位置情報など現場の三次元的な状況をリアルタイムなデータとして共有することで、業務の抜本的な改善を図るほか、市民がスマートフォンのアプリを用いて、自生や腐朽菌の有無など、樹木管理に寄与するデータを自発的に収集して記録するなど、市民共同による樹木管理DXの実証試験に取り組んでいるとのことでございます。

このような新しい技術の可能性にも目を向けながら、持続可能な街路樹の維持管理の在り方について、引き続き検討いただくことを要望して、質問を終わります。

●三神英彦委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●三神英彦委員長 質疑を終了いたします。

ここで理事者退席のため、委員会を暫時休憩いたします。

---

休 憩 午後1時35分

再 開 午後1時36分

---

●三神英彦委員長 委員会を再開いたします。

最後に、委員派遣についてを議題といたします。

各委員に配付しております、令和7年度建設委員会行政視察実施案をご覧ください。

本委員会に関係する本市の諸課題や取組について、道外他都市の事例を調査し、今後の委員会活動の参考とするため、本案を作成させていただき

ました。

ここで、委員の皆様にお諮りいたします。本案のとおり、行政視察を実施することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●三神英彦委員長 異議なしと認め、行政視察を実施することといたします。

なお、行程等の詳細については正副委員長にご一任いただきまして、適時、委員の皆様にもお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上で、委員会を閉会いたします。

---

閉 会 午後1時37分